

郡山総合体育館ネーミングライツ・スポンサー契約書

郡山市（以下「甲」という。）及び【ネーミングライツ・スポンサーの名称】（以下「乙」という。）は、甲が所有する郡山総合体育館（以下「当該施設」という。）に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（基本的事項）

- 第1条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 甲は、甲が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツの付与に関する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を実施する。
- 3 乙は、本契約に定めるネーミングライツの対価として第4条第2項に規定する金額（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払うものとする。

（ネーミングライツの愛称）

第2条 乙が当該施設に命名する愛称は、次表のとおりとする。ただし、甲が条例等で定める名称（以下「正式名称」という。）は変更しない。

施設の名称	郡山総合体育館
所在地	福島県郡山市豊田町3番10号
愛称（日本語表記）	○○○○○○○○○○○○
愛称（英語表記）	○○○○○○○○○○○○
略称	○○○○○

- 2 乙が前項に規定する愛称を使用することができる本契約の期間は、次条の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、愛称を使用するための準備の観点から、甲が必要と認める範囲内において、乙は、次条に定める期間の開始日の前に次の各号に掲げる行為をすることができるものとする。
 - (1) 第6条第1項に定める看板の製作・設置及び第7条第1項第2号に定めるパネルボードの製作・設置 **【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、その内容を規定する】**
 - (2) 広告宣伝物への掲出
 - (3) マスメディアへの対応を含む広報及び広告活動
- 4 愛称は、次に掲げる場合には、使用されないことがある。
 - (1) オリンピック及び国際大会等の大会規定等により使用制限がある場合
 - (2) 当該施設の利用者及び報道機関等が自己都合により使用を控える場合
 - (3) 正式名称を使用する必要がある場合
- 5 甲は、前項の場合を除き、第1項に規定する愛称を積極的に使用して周知を図るものとする。
- 6 愛称は、市民や施設利用者の混乱を防止するため、次条の期間内に変更することはできない。ただし、乙が経営統合等により社名等を変更した場合は、甲乙協議の上、甲が適当と認めると

きは、愛称を変更することができる。

(本契約の期間)

第3条 本契約に定めるネーミングライツ事業の実施期間は、平成30年4月1日から平成○年3月31日までとする。(以下「契約期間」という。)

(ネーミングライツ料)

第4条 ネーミングライツ料は、年額金○○○円(税抜額は金○○○円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は金○○○円)とする。

2 乙は、甲の会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、次表の納入期限までにネーミングライツ料を支払うものとする。

年 度	期 間	納入期限	ネーミングライツ料年額	税抜金額 (消費税及び地方消費税)
平成30年度	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	平成30年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成31年度	自平成31年4月1日 至平成32年3月31日	平成31年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成32年度	自平成32年4月1日 至平成33年3月31日	平成32年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成33年度	自平成33年4月1日 至平成34年3月31日	平成33年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成34年度	自平成34年4月1日 至平成35年3月31日	平成34年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)

3 前項に規定する納入期限が休日(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び振替休日)に当たるときは、当該休日の翌日以降で休日でない日をその期限とする。

4 契約初年度が1年に満たない場合のネーミングライツ料は、第1項の年額を365(閏年の日を含む年度は366とする。)で除した数に初年度の契約日数を乗じて得た日割計算の額とする。

なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 5 乙の責めに帰する事由により、第2項に規定するネーミングライツ料の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して遅延利息の支払いを請求することができる。
- 6 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。
- 7 第6条第2項及び第3項並びに第7条第2項及び第3項に規定する協議の結果にかかわらず、甲は、契約期間の途中で、第2項に規定するネーミングライツ料を変更しないものとする。
- 8 ネーミングライツ料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

（ネーミングライツ料以外の費用負担）

第5条 乙は、ネーミングライツ料のほかに次の各号に定める一切の費用を負担する。

- (1) 愛称を表示するための看板の新設及び既存看板の変更に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (2) 愛称を表示するために電気を使用する看板を新設する場合の電気使用料及び子メーターの設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (3) 第7条第1項第2号及び同条第3項に定めるパネルボード等の設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (4) 前各号に規定する看板、設備及びパネルボード等の修繕又は維持管理に係る費用
 - (5) 本契約の締結に要する費用
- 2 看板は、建物の壁面に愛称を表示する看板のほか、施設の敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで張り付けた愛称表示等を含むものとする。（以下本契約において同じ。）
 - 3 第2条第6項ただし書に基づき愛称を変更する場合、乙は、次の各号に定める愛称の表示変更に係る一切の費用を負担するものとする。
 - (1) 次条第1項及び第3項に定める看板
 - (2) 第7条第1項第2号及び同条第3項に定めるパネルボード等
 - (3) 甲が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の表示変更
 - 4 第11条第1項及び第3項の規定により本契約が解除される場合においても、第1項第1号から第3号までの規定を適用するものとする。この場合において、第2条第1項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。 **【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、第1項第3号、第4号、第3項にその内容を規定する】**

（愛称の表示箇所）

- 第6条 乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図1に示す箇所に設置する看板に第2条第1項に定める愛称を表示することができる。
- 2 前項に定める看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、甲乙協議の上、決定する。
 - 3 第1項に定める箇所を変更する場合又は新たに追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。
 - 4 乙は、看板が風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安

全性を確実に維持しなければいけない。

- 5 乙は、看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持しなければならない。
- 6 甲が作成する市ウェブサイト、パンフレット及び封筒等で、第2条第1項に規定する愛称を使用するもの及び使用しないものは、次表のとおりとする。ただし、予定が変更になる場合は、あらかじめ乙に承諾を得るものとする。

種類・印刷物名	愛称の使用時期	備 考
市ウェブサイト	平成30年4月1日	
・郡山市体育施設使用許可申請書 ・郡山市体育施設使用許可書 ・郡山市体育施設使用券	使用しない	郡山市体育施設条例施行規則で規定しているため使用しない。

(ネーミングライツ・スポンサー特典)

第7条 甲は、乙に対して次の各号に定めるネーミングライツ・スポンサー特典（以下「スポンサー特典」という。）を付与する。

- (1) 甲は、契約期間終了後も継続して当該施設のネーミングライツ事業を実施する場合、乙に契約更新の希望があれば、優先交渉権を付与する。ただし、乙は契約を更新する場合、第2条第1項に定める愛称及び略称を変更することはできない。
- (2) 乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図2に示す箇所を使用し、ネーミングライツ・スポンサーであることを周知するためのパネルボードを設置することができる。

【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、その内容を規定する】

- 2 前項第2号に規定するスポンサー特典の具体的な設置内容は、甲乙協議の上、決定する。
- 3 契約期間内に第1項に規定するスポンサー特典を変更又は追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。

(知的財産権の無償使用)

第8条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 愛称が第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本契約に定める権利について、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。

(契約の期間終了及び更新)

第10条 甲は、契約期間が終了する7か月前である平成○年8月31日までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、乙に文書で通知する。

2 第7条第1項第1号の規定に基づき乙が本契約の更新を希望する場合、契約期間が終了する6か月前である平成○年9月30日までに、その意思を甲に文書で回答しなければならない。

3 前項の規定に基づき乙が契約更新を希望する場合、更新後の契約条件については、更新前の契約条件を基準として、甲乙協議の上、更新後の契約書に定めるものとする。

4 第2項の規定に基づく乙からの文書による回答がなかった場合又は前項の協議が整わなかった場合、甲は、新たなネーミングライツ・スポンサーの募集を行い、契約締結について、第三者と自由に交渉ができるものとする。

5 前項の規定により本契約が終了する場合、乙は、契約期間の末日までに、第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により設置した看板及びパネルボード等を、第5条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、乙の負担で撤去及び原状回復しなければならない。

6 乙が、前項の定めに応じないときは、甲が第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により設置した看板及びパネルボード等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求する。この場合において、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が通知した日の翌日から起算して24日以内にその費用を甲に支払わなければならない。

【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、第5項及び第6項にその内容を規定する】

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても本契約を解除することができる。

(1) 郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定）第3条に掲げる業種又は事業者であるとき。

(2) 乙が本契約に違反したとき、又は正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他乙の責めに帰する事由により、社会的信用を失墜する行為を行い、甲又は当該施設のイメージが損なわれたとき。

(4) 乙が国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。

2 乙は、甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

3 乙の業績の著しい悪化等により乙に本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができるものとする。

4 第1項及び前項の規定により契約解除されたことで乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

5 第1項及び第3項の規定により本契約が解除となる場合、甲は契約解除日を文書で通知し、乙は契約解除日までに愛称の使用を終了しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定に定める場合を除き、甲及び乙は、契約期間中に本契約を解除することができない。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、契約期間中に災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、甲乙協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、乙の責めに帰し得ない事由により、当該施設が施設全般にわたり30日以上連続して使用不能になった場合は、甲は、使用不能日数に応じて、第4条第2項に規定するネーミングライツ料を日割計算して減額し、乙に返還するものとする。この場合において、遅延利息は付さないものとし、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(ネーミングライツ料の不返還、違約金)

第13条 第11条第1項及び第3項の規定により契約が解除された場合、乙が第4条第1項から第6項までの規定により既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとする。

2 第4条第2項の納入期限が到来する日までの間に第11条第1項及び第3項の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は期限の利益を喪失し、直ちに当該年度のネーミングライツ料を甲に支払わなければならない。この場合、乙は、本契約が解除されたとしても当該年度のネーミングライツ料の支払義務は免れない。

3 第11条第1項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の2に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 第11条第3項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の1に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責めに帰する事由により、本契約に定める義務を履行しなかった場合又は義務の履行に瑕疵があり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 第11条第1項及び第3項の規定による契約の解除を直接の原因として甲に現実の損害が生じたときは、乙は、前条第3項及び第4項に規定する違約金とは別に、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

3 第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により乙の設置した看板及びパネルボード等が、落下、転倒、飛散し、又はこれらの突出部分への衝突、サビ又は塗装の剥がれによる汚れの付着等で第三者に損害を与える事故が発生した場合、乙は、その損害を賠償し、自己の責任と費用において解決しなければならない。 **【スポンサー特典(第7条第1項第3号)の追加がある場合、その内容を規定する】**

4 前項の規定にかかわらず、甲が第三者に金員の支払いを余儀なくされたときは、乙が甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用(弁護士費用を含む。)を支払う。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、互いにネーミングライツ事業の実施に関して知り得た相手方の秘密を第三

者に開示、提供又は漏えいしてはならない。ただし、法令、裁判所又は政府機関による開示の要求がある場合はこの限りではない。

(ネーミングライツ・スポンサー募集要項等の遵守)

第16条 本契約に定めるもののほか、乙は、郡山総合体育館ネーミングライツ・スポンサー募集要項、郡山市契約規則及びその他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定する。

2 本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 郡山市
代表者 郡山市長 品川 万里

乙 【ネーミングライツ・スポンサーの所在地】
【ネーミングライツ・スポンサーの名称】
【ネーミングライツ・スポンサーの代表者名】

別図1 (第6条第1項関係)

別図2 (第7条第1項第2号関係)

【スポンサー特典 (第7条第1項第3号) の追加がある場合、別図3を添付する】

郡山総合運動場開成山陸上競技場ネーミングライツ・スポンサー契約書

郡山市（以下「甲」という。）及び【ネーミングライツ・スポンサーの名称】（以下「乙」という。）は、甲が所有する郡山総合運動場開成山陸上競技場（以下「当該施設」という。）に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（基本的事項）

- 第1条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 甲は、甲が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツの付与に関する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を実施する。
- 3 乙は、本契約に定めるネーミングライツの対価として第4条第2項に規定する金額（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払うものとする。

（ネーミングライツの愛称）

第2条 乙が当該施設に命名する愛称は、次表のとおりとする。ただし、甲が条例等で定める名称（以下「正式名称」という。）は変更しない。

施設の名称	郡山総合運動場開成山陸上競技場
所在地	福島県郡山市開成一丁目5番12号
愛称（日本語表記）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
愛称（英語表記）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
略称	〇〇〇〇〇

- 2 乙が前項に規定する愛称を使用することができる本契約の期間は、次条の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、愛称を使用するための準備の観点から、甲が必要と認める範囲内において、乙は、次条に定める期間の開始日の前に次の各号に掲げる行為をすることができるものとする。
- (1) 第6条第1項に定める看板の製作・設置及び第7条第1項第2号に定めるパネルボードの製作・設置 **【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、その内容を規定する】**
- (2) 広告宣伝物への掲出
- (3) マスメディアへの対応を含む広報及び広告活動
- 4 愛称は、次に掲げる場合には、使用されないことがある。
- (1) オリンピック及び国際大会等の大会規定等により使用制限がある場合
- (2) 当該施設の利用者及び報道機関等が自己都合により使用を控える場合
- (3) 正式名称を使用する必要がある場合
- 5 甲は、前項の場合を除き、第1項に規定する愛称を積極的に使用して周知を図るものとする。
- 6 愛称は、市民や施設利用者の混乱を防止するため、次条の期間内に変更することはできない。ただし、乙が経営統合等により社名等を変更した場合は、甲乙協議の上、甲が適当と認めると

きは、愛称を変更することができる。

(本契約の期間)

第3条 本契約に定めるネーミングライツ事業の実施期間は、平成30年4月1日から平成○年3月31日までとする。(以下「契約期間」という。)

(ネーミングライツ料)

第4条 ネーミングライツ料は、年額金○○○円(税抜額は金○○○円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は金○○○円)とする。

2 乙は、甲の会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、次表の納入期限までにネーミングライツ料を支払うものとする。

年 度	期 間	納入期限	ネーミングライツ料年額	税抜金額 (消費税及び地方消費税)
平成30年度	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	平成30年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成31年度	自平成31年4月1日 至平成32年3月31日	平成31年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成32年度	自平成32年4月1日 至平成33年3月31日	平成32年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成33年度	自平成33年4月1日 至平成34年3月31日	平成33年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成34年度	自平成34年4月1日 至平成35年3月31日	平成34年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)

3 前項に規定する納入期限が休日(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び振替休日)に当たるときは、当該休日の翌日以降で休日でない日をその期限とする。

4 契約初年度が1年に満たない場合のネーミングライツ料は、第1項の年額を365(閏年の日を含む年度は366とする。)で除した数に初年度の契約日数を乗じて得た日割計算の額とする。

なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 5 乙の責めに帰する事由により、第2項に規定するネーミングライツ料の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して遅延利息の支払いを請求することができる。
- 6 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。
- 7 第6条第2項及び第3項並びに第7条第2項及び第3項に規定する協議の結果にかかわらず、甲は、契約期間の途中で、第2項に規定するネーミングライツ料を変更しないものとする。
- 8 ネーミングライツ料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

（ネーミングライツ料以外の費用負担）

第5条 乙は、ネーミングライツ料のほかに次の各号に定める一切の費用を負担する。

- (1) 愛称を表示するための看板の新設及び既存看板の変更に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (2) 愛称を表示するために電気を使用する看板を新設する場合の電気使用料及び子メーターの設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (3) 第7条第1項第2号及び同条第3項に定めるパネルボード等の設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (4) 前各号に規定する看板、設備及びパネルボード等の修繕又は維持管理に係る費用
 - (5) 本契約の締結に要する費用
- 2 看板は、建物の壁面に愛称を表示する看板のほか、施設の敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで張り付けた愛称表示等を含むものとする。（以下本契約において同じ。）
 - 3 第2条第6項ただし書に基づき愛称を変更する場合、乙は、次の各号に定める愛称の表示変更に係る一切の費用を負担するものとする。
 - (1) 次条第1項及び第3項に定める看板
 - (2) 第7条第1項第2号及び同条第3項に定めるパネルボード等
 - (3) 甲が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の表示変更
 - 4 第11条第1項及び第3項の規定により本契約が解除される場合においても、第1項第1号から第3号までの規定を適用するものとする。この場合において、第2条第1項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。 **【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、第1項第3号、第4号、第3項にその内容を規定する】**

（愛称の表示箇所）

- 第6条 乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図1に示す箇所に設置する看板に第2条第1項に定める愛称を表示することができる。
- 2 前項に定める看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、甲乙協議の上、決定する。
 - 3 第1項に定める箇所を変更する場合又は新たに追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。
 - 4 乙は、看板が風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安

全性を確実に維持しなければいけない。

- 5 乙は、看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持しなければならない。
- 6 甲が作成する市ウェブサイト、パンフレット及び封筒等で、第2条第1項に規定する愛称を使用するもの及び使用しないものは、次表のとおりとする。ただし、予定が変更になる場合は、あらかじめ乙に承諾を得るものとする。

種類・印刷物名	愛称の使用時期	備 考
市ウェブサイト	平成30年4月1日	
・郡山市体育施設使用許可申請書 ・郡山市体育施設使用許可書 ・郡山市体育施設使用券	使用しない	郡山市体育施設条例施行規則で規定しているため使用しない。

(ネーミングライツ・スポンサー特典)

第7条 甲は、乙に対して次の各号に定めるネーミングライツ・スポンサー特典（以下「スポンサー特典」という。）を付与する。

- (1) 甲は、契約期間終了後も継続して当該施設のネーミングライツ事業を実施する場合、乙に契約更新の希望があれば、優先交渉権を付与する。ただし、乙は契約を更新する場合、第2条第1項に定める愛称及び略称を変更することはできない。
- (2) 乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図2に示す箇所を使用し、ネーミングライツ・スポンサーであることを周知するためのパネルボードを設置することができる。

【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、その内容を規定する】

- 2 前項第2号に規定するスポンサー特典の具体的な設置内容は、甲乙協議の上、決定する。
- 3 契約期間内に第1項に規定するスポンサー特典を変更又は追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。

(知的財産権の無償使用)

第8条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 愛称が第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本契約に定める権利について、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。

(契約の期間終了及び更新)

第10条 甲は、契約期間が終了する7か月前である平成○年8月31日までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、乙に文書で通知する。

2 第7条第1項第1号の規定に基づき乙が本契約の更新を希望する場合、契約期間が終了する6か月前である平成○年9月30日までに、その意思を甲に文書で回答しなければならない。

3 前項の規定に基づき乙が契約更新を希望する場合、更新後の契約条件については、更新前の契約条件を基準として、甲乙協議の上、更新後の契約書に定めるものとする。

4 第2項の規定に基づく乙からの文書による回答がなかった場合又は前項の協議が整わなかった場合、甲は、新たなネーミングライツ・スポンサーの募集を行い、契約締結について、第三者と自由に交渉ができるものとする。

5 前項の規定により本契約が終了する場合、乙は、契約期間の末日までに、第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により設置した看板及びパネルボード等を、第5条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、乙の負担で撤去及び原状回復しなければならない。

6 乙が、前項の定めに応じないときは、甲が第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により設置した看板及びパネルボード等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求する。この場合において、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が通知した日の翌日から起算して24日以内にその費用を甲に支払わなければならない。

【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、第5項及び第6項にその内容を規定する】

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても本契約を解除することができる。

(1) 郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定）第3条に掲げる業種又は事業者であるとき。

(2) 乙が本契約に違反したとき、又は正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他乙の責めに帰する事由により、社会的信用を失墜する行為を行い、甲又は当該施設のイメージが損なわれたとき。

(4) 乙が国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。

2 乙は、甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

3 乙の業績の著しい悪化等により乙に本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができるものとする。

4 第1項及び前項の規定により契約解除されたことで乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

5 第1項及び第3項の規定により本契約が解除となる場合、甲は契約解除日を文書で通知し、乙は契約解除日までに愛称の使用を終了しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定に定める場合を除き、甲及び乙は、契約期間中に本契約を解除することができない。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、契約期間中に災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、甲乙協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、乙の責めに帰し得ない事由により、当該施設が施設全般にわたり30日以上連続して使用不能になった場合は、甲は、使用不能日数に応じて、第4条第2項に規定するネーミングライツ料を日割計算して減額し、乙に返還するものとする。この場合において、遅延利息は付さないものとし、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(ネーミングライツ料の不返還、違約金)

第13条 第11条第1項及び第3項の規定により契約が解除された場合、乙が第4条第1項から第6項までの規定により既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとする。

2 第4条第2項の納入期限が到来する日までの間に第11条第1項及び第3項の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は期限の利益を喪失し、直ちに当該年度のネーミングライツ料を甲に支払わなければならない。この場合、乙は、本契約が解除されたとしても当該年度のネーミングライツ料の支払義務は免れない。

3 第11条第1項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の2に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 第11条第3項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の1に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責めに帰する事由により、本契約に定める義務を履行しなかった場合又は義務の履行に瑕疵があり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 第11条第1項及び第3項の規定による契約の解除を直接の原因として甲に現実の損害が生じたときは、乙は、前条第3項及び第4項に規定する違約金とは別に、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

3 第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により乙の設置した看板及びパネルボード等が、落下、転倒、飛散し、又はこれらの突出部分への衝突、サビ又は塗装の剥がれによる汚れの付着等で第三者に損害を与える事故が発生した場合、乙は、その損害を賠償し、自己の責任と費用において解決しなければならない。 **【スポンサー特典(第7条第1項第3号)の追加がある場合、その内容を規定する】**

4 前項の規定にかかわらず、甲が第三者に金員の支払いを余儀なくされたときは、乙が甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用(弁護士費用を含む。)を支払う。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、互いにネーミングライツ事業の実施に関して知り得た相手方の秘密を第三

者に開示、提供又は漏えいしてはならない。ただし、法令、裁判所又は政府機関による開示の要求がある場合はこの限りではない。

(ネーミングライツ・スポンサー募集要項等の遵守)

第16条 本契約に定めるもののほか、乙は、郡山総合運動場開成山陸上競技場ネーミングライツ・スポンサー募集要項、郡山市契約規則及びその他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定する。

2 本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 郡山市
代表者 郡山市長 品川 万里

乙 【ネーミングライツ・スポンサーの所在地】
【ネーミングライツ・スポンサーの名称】
【ネーミングライツ・スポンサーの代表者名】

別図1 (第6条第1項関係)

別図2 (第7条第1項第2号関係)

【スポンサー特典(第7条第1項第3号)の追加がある場合、別図3を添付する】

郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー契約書

郡山市（以下「甲」という。）及び【ネーミングライツ・スポンサーの名称】（以下「乙」という。）は、甲が所有する郡山総合運動場開成山野球場（以下「当該施設」という。）に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（基本的事項）

- 第1条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 甲は、甲が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツの付与に関する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を実施する。
- 3 乙は、本契約に定めるネーミングライツの対価として第4条第2項に規定する金額（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払うものとする。

（ネーミングライツの愛称）

第2条 乙が当該施設に命名する愛称は、次表のとおりとする。ただし、甲が条例等で定める名称（以下「正式名称」という。）は変更しない。

施設の名称	郡山総合運動場開成山野球場
所在地	福島県郡山市開成一丁目5番12号
愛称（日本語表記）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
愛称（英語表記）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
略称	〇〇〇〇〇

- 2 乙が前項に規定する愛称を使用することができる本契約の期間は、次条の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、愛称を使用するための準備の観点から、甲が必要と認める範囲内において、乙は、次条に定める期間の開始日の前に次の各号に掲げる行為をすることができるものとする。
 - (1) 第6条第1項に定める看板の製作・設置及び第7条第1項第2号に定めるパネルボードの製作・設置 **【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、その内容を規定する】**
 - (2) 広告宣伝物への掲出
 - (3) マスメディアへの対応を含む広報及び広告活動
- 4 愛称は、次に掲げる場合には、使用されないことがある。
 - (1) オリンピック及び国際大会等の大会規定等により使用制限がある場合
 - (2) 当該施設の利用者及び報道機関等が自己都合により使用を控える場合
 - (3) 正式名称を使用する必要がある場合
- 5 甲は、前項の場合を除き、第1項に規定する愛称を積極的に使用して周知を図るものとする。
- 6 愛称は、市民や施設利用者の混乱を防止するため、次条の期間内に変更することはできない。ただし、乙が経営統合等により社名等を変更した場合は、甲乙協議の上、甲が適当と認めると

きは、愛称を変更することができる。

(本契約の期間)

第3条 本契約に定めるネーミングライツ事業の実施期間は、平成29年2月1日から平成○年3月31日までとする。(以下「契約期間」という。)

(ネーミングライツ料)

第4条 ネーミングライツ料は、年額金○○○円(税抜額は金○○○円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は金○○○円)とする。

2 乙は、甲の会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、次表の納入期限までにネーミングライツ料を支払うものとする。

年 度	期 間	納入期限	ネーミングライツ料年額	税抜金額 (消費税及び地方消費税)
平成28年度	自平成29年2月1日 至平成29年3月31日	平成29年2月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成31年度	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日	平成29年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成32年度	自平成30年4月1日 至平成31年3月31日	平成30年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成33年度	自平成31年4月1日 至平成32年3月31日	平成31年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)
平成34年度	自平成33年4月1日 至平成34年3月31日	平成33年4月末日	○○○円	○○○円 (○○○円)

3 前項に規定する納入期限が休日(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び振替休日)に当たるときは、当該休日の翌日以降で休日でない日をその期限とする。

4 契約初年度が1年に満たない場合のネーミングライツ料は、第1項の年額を365(閏年の日を含む年度は366とする。)で除した数に初年度の契約日数を乗じて得た日割計算の額とする。

なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 5 乙の責めに帰する事由により、第2項に規定するネーミングライツ料の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して遅延利息の支払いを請求することができる。
- 6 前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。
- 7 第6条第2項及び第3項並びに第7条第2項及び第3項に規定する協議の結果にかかわらず、甲は、契約期間の途中で、第2項に規定するネーミングライツ料を変更しないものとする。
- 8 ネーミングライツ料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

（ネーミングライツ料以外の費用負担）

第5条 乙は、ネーミングライツ料のほかに次の各号に定める一切の費用を負担する。

- (1) 愛称を表示するための看板の新設及び既存看板の変更に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (2) 愛称を表示するために電気を使用する看板を新設する場合の電気使用料及び子メーターの設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (3) 第7条第1項第2号及び同条第3項に定めるパネルボード等の設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
 - (4) 前各号に規定する看板、設備及びパネルボード等の修繕又は維持管理に係る費用
 - (5) 本契約の締結に要する費用
- 2 看板は、建物の壁面に愛称を表示する看板のほか、施設の敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで張り付けた愛称表示等を含むものとする。（以下本契約において同じ。）
 - 3 第2条第6項ただし書に基づき愛称を変更する場合、乙は、次の各号に定める愛称の表示変更に係る一切の費用を負担するものとする。
 - (1) 次条第1項及び第3項に定める看板
 - (2) 第7条第1項第2号及び同条第3項に定めるパネルボード等
 - (3) 甲が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の表示変更
 - 4 第11条第1項及び第3項の規定により本契約が解除される場合においても、第1項第1号から第3号までの規定を適用するものとする。この場合において、第2条第1項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。 **【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、第1項第3号、第4号、第3項にその内容を規定する】**

（愛称の表示箇所）

- 第6条 乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図1に示す箇所に設置する看板に第2条第1項に定める愛称を表示することができる。
- 2 前項に定める看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、甲乙協議の上、決定する。
 - 3 第1項に定める箇所を変更する場合又は新たに追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。
 - 4 乙は、看板が風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安

全性を確実に維持しなければいけない。

- 5 乙は、看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持しなければならない。
- 6 甲が作成する市ウェブサイト、パンフレット及び封筒等で、第2条第1項に規定する愛称を使用するもの及び使用しないものは、次表のとおりとする。ただし、予定が変更になる場合は、あらかじめ乙に承諾を得るものとする。

種類・印刷物名	愛称の使用時期	備 考
市ウェブサイト	平成30年4月1日	
・郡山市体育施設使用許可申請書 ・郡山市体育施設使用許可書 ・郡山市体育施設使用券	使用しない	郡山市体育施設条例施行規則で規定しているため使用しない。

(ネーミングライツ・スポンサー特典)

第7条 甲は、乙に対して次の各号に定めるネーミングライツ・スポンサー特典（以下「スポンサー特典」という。）を付与する。

- (1) 甲は、契約期間終了後も継続して当該施設のネーミングライツ事業を実施する場合、乙に契約更新の希望があれば、優先交渉権を付与する。ただし、乙は契約を更新する場合、第2条第1項に定める愛称及び略称を変更することはできない。
- (2) 乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図2に示す箇所を使用し、ネーミングライツ・スポンサーであることを周知するためのパネルボードを設置することができる。

【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、その内容を規定する】

- 2 前項第2号に規定するスポンサー特典の具体的な設置内容は、甲乙協議の上、決定する。
- 3 契約期間内に第1項に規定するスポンサー特典を変更又は追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。

(知的財産権の無償使用)

第8条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別途定める。
- 3 愛称が第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、本契約に定める権利について、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。

(契約の期間終了及び更新)

第10条 甲は、契約期間が終了する7か月前である平成○年8月31日までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、乙に文書で通知する。

2 第7条第1項第1号の規定に基づき乙が本契約の更新を希望する場合、契約期間が終了する6か月前である平成○年9月30日までに、その意思を甲に文書で回答しなければならない。

3 前項の規定に基づき乙が契約更新を希望する場合、更新後の契約条件については、更新前の契約条件を基準として、甲乙協議の上、更新後の契約書に定めるものとする。

4 第2項の規定に基づく乙からの文書による回答がなかった場合又は前項の協議が整わなかった場合、甲は、新たなネーミングライツ・スポンサーの募集を行い、契約締結について、第三者と自由に交渉ができるものとする。

5 前項の規定により本契約が終了する場合、乙は、契約期間の末日までに、第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により設置した看板及びパネルボード等を、第5条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、乙の負担で撤去及び原状回復しなければならない。

6 乙が、前項の定めに応じないときは、甲が第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により設置した看板及びパネルボード等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求する。この場合において、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が通知した日の翌日から起算して24日以内にその費用を甲に支払わなければならない。

【スポンサー特典（第7条第1項第3号）の追加がある場合、第5項及び第6項にその内容を規定する】

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても本契約を解除することができる。

(1) 郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定）第3条に掲げる業種又は事業者であるとき。

(2) 乙が本契約に違反したとき、又は正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他乙の責めに帰する事由により、社会的信用を失墜する行為を行い、甲又は当該施設のイメージが損なわれたとき。

(4) 乙が国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。

2 乙は、甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

3 乙の業績の著しい悪化等により乙に本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができるものとする。

4 第1項及び前項の規定により契約解除されたことで乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

5 第1項及び第3項の規定により本契約が解除となる場合、甲は契約解除日を文書で通知し、乙は契約解除日までに愛称の使用を終了しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定に定める場合を除き、甲及び乙は、契約期間中に本契約を解除することができない。

(契約の変更)

第12条 甲及び乙は、契約期間中に災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、甲乙協議の上、契約内容を変更することができる。

2 前項の場合において、乙の責めに帰し得ない事由により、当該施設が施設全般にわたり30日以上連続して使用不能になった場合は、甲は、使用不能日数に応じて、第4条第2項に規定するネーミングライツ料を日割計算して減額し、乙に返還するものとする。この場合において、遅延利息は付さないものとし、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(ネーミングライツ料の不返還、違約金)

第13条 第11条第1項及び第3項の規定により契約が解除された場合、乙が第4条第1項から第6項までの規定により既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとする。

2 第4条第2項の納入期限が到来する日までの間に第11条第1項及び第3項の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は期限の利益を喪失し、直ちに当該年度のネーミングライツ料を甲に支払わなければならない。この場合、乙は、本契約が解除されたとしても当該年度のネーミングライツ料の支払義務は免れない。

3 第11条第1項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の2に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 第11条第3項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の1に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(損害賠償)

第14条 乙は、乙の責めに帰する事由により、本契約に定める義務を履行しなかった場合又は義務の履行に瑕疵があり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 第11条第1項及び第3項の規定による契約の解除を直接の原因として甲に現実の損害が生じたときは、乙は、前条第3項及び第4項に規定する違約金とは別に、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

3 第6条第1項及び第3項並びに第7条第1項第2号及び同条第3項の規定により乙の設置した看板及びパネルボード等が、落下、転倒、飛散し、又はこれらの突出部分への衝突、サビ又は塗装の剥がれによる汚れの付着等で第三者に損害を与える事故が発生した場合、乙は、その損害を賠償し、自己の責任と費用において解決しなければならない。 **【スポンサー特典(第7条第1項第3号)の追加がある場合、その内容を規定する】**

4 前項の規定にかかわらず、甲が第三者に金員の支払いを余儀なくされたときは、乙が甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用(弁護士費用を含む。)を支払う。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、互いにネーミングライツ事業の実施に関して知り得た相手方の秘密を第三

者に開示、提供又は漏えいしてはならない。ただし、法令、裁判所又は政府機関による開示の要求がある場合はこの限りではない。

(ネーミングライツ・スポンサー募集要項等の遵守)

第16条 本契約に定めるもののほか、乙は、郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー募集要項、郡山市契約規則及びその他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

(疑義等の決定)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定する。

2 本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 郡山市
代表者 郡山市長 品川 万里

乙 【ネーミングライツ・スポンサーの所在地】
【ネーミングライツ・スポンサーの名称】
【ネーミングライツ・スポンサーの代表者名】

別図1 (第6条第1項関係)

別図2 (第7条第1項第2号関係)

【スポンサー特典(第7条第1項第3号)の追加がある場合、別図3を添付する】